

第1章

朝霞市の現況と主要課題

1. 現況

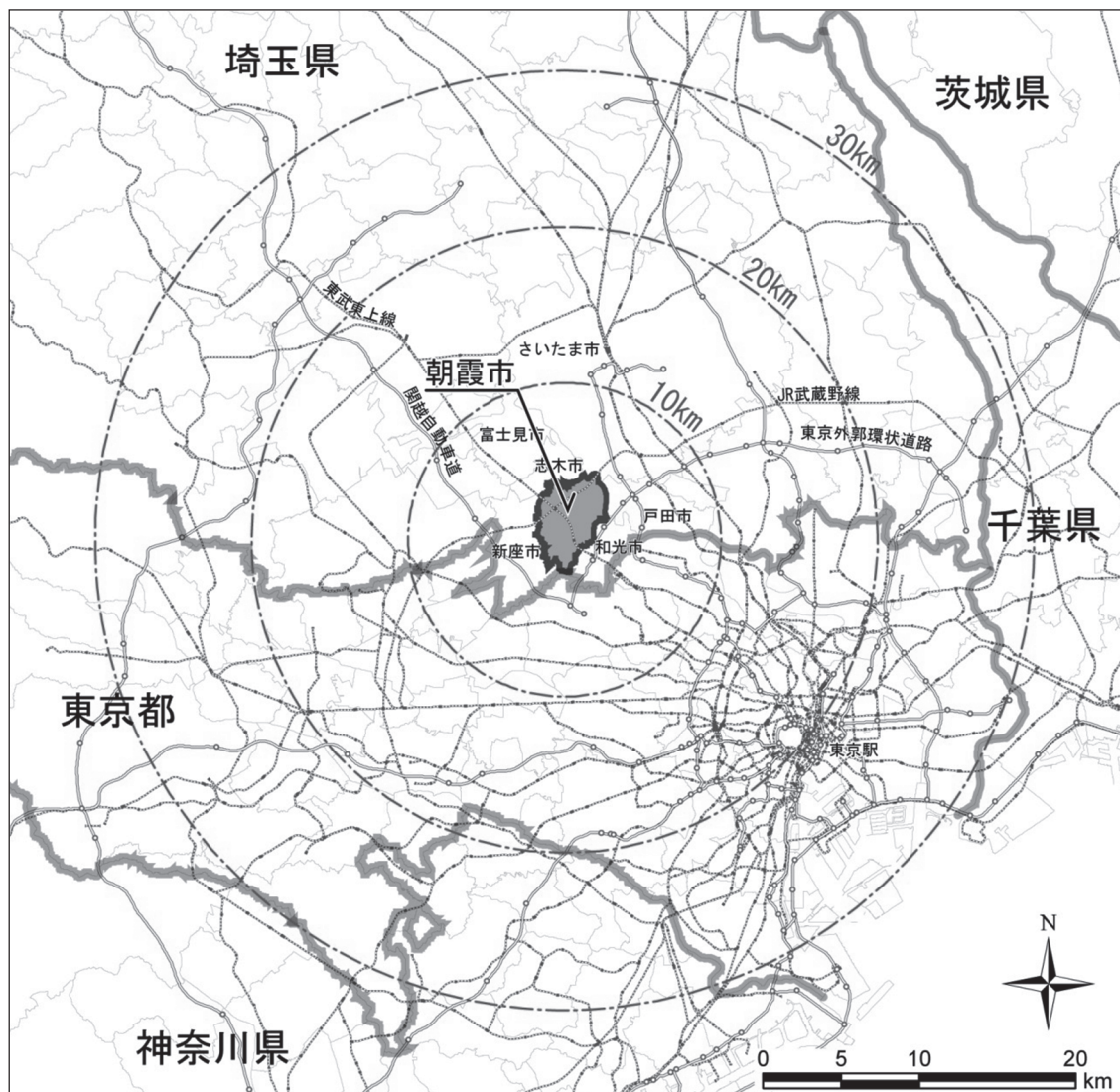
(1) 位置及び交通状況

1) 朝霞市の位置

本市は、埼玉県の南西部に位置し、都心から約 20km の位置にあり、東は和光市と戸田市、西は新座市、南は東京都練馬区、北は志木市とさいたま市に隣接しています。

本市の南部を国道 254 号（川越街道）が東西方向に、また隣接する和光市内を東京外かく環状道路が通っています。鉄道では、東京都心と直結し、東京メトロ有楽町線・副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線と相互直通運転を行っている東武東上線が市の中央部を南北方向に通っており、また県庁所在地さいたま市とを結ぶ JR 武蔵野線が市の北部を東西方向に通っています。

【朝霞市の位置】



出典：国土交通省国土政策局国土情報課
国土数値情報 ダウンロードサービス（平成 26 年）

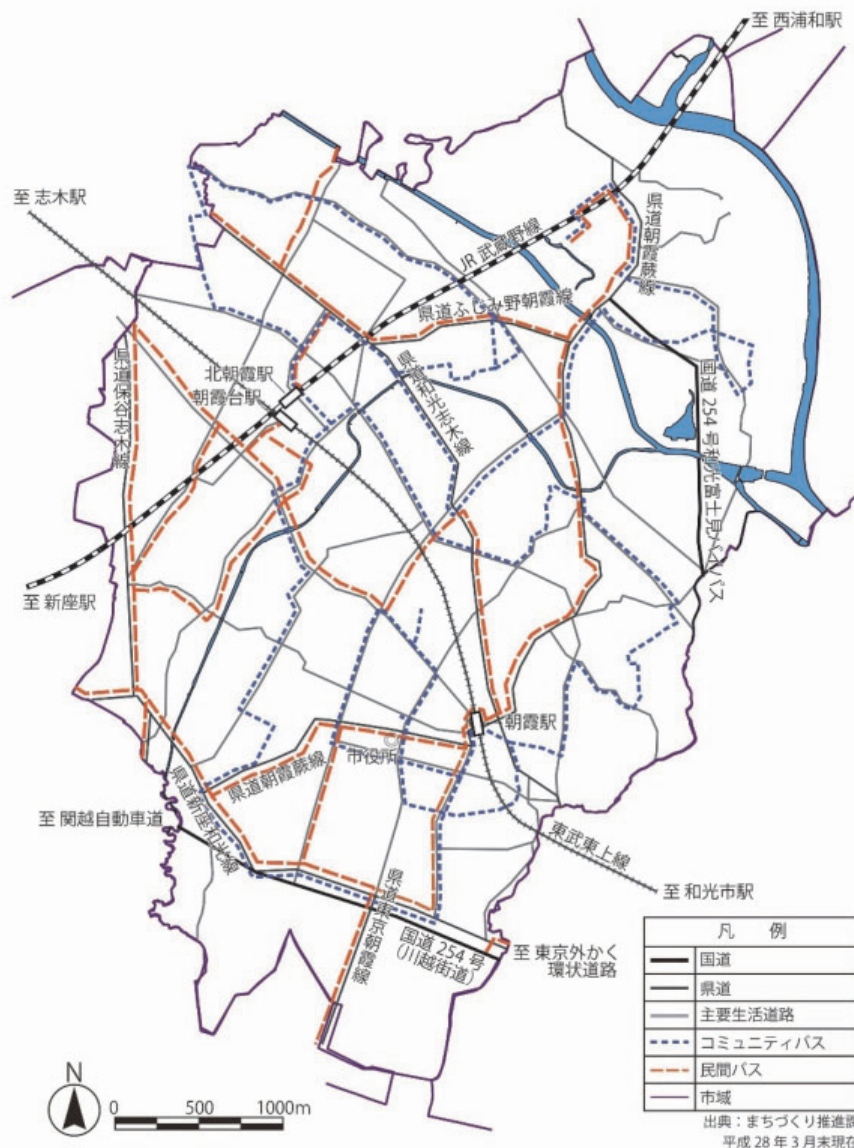
2) 交通条件

本市と東京都心を直結する東武東上線は、以前から東京メトロ有楽町線と相互直通運転を行うとともに、平成 25 年（2013 年）3 月から東京メトロ副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線との相互直通運転も開始され、東京都心のみならず横浜方面にも直結し、観光や買物に、さらに便利になりました。また、県庁所在地であるさいたま市とも JR 武蔵野線で結ばれています。

バス交通については、民間バスとして 3 社が市内の主要な道路に路線をもっており、さらに各駅と公共施設を結び、路線バスを補完するコミュニティバスとして、朝霞市内循環バス「わくわく号」が運行されています。

道路状況は、市内を通る国道 254 号（川越街道）が東京都心と川越方面とを連絡するほか、関越自動車道及び東京外かく環状道路とを結んでいます。また、現在、国道 254 号の渋滞緩和と主要幹線道路へのアクセス強化による県南西部地域の発展を目指し、和光市内の東京外かく環状道路から朝霞市、志木市を経て富士見市に通じる国道 254 号和光富士見バイパス（以下「国道 254 号バイパス」という。）の整備が進められています。

【朝霞市内交通体系図】（資料：まちづくり推進課）



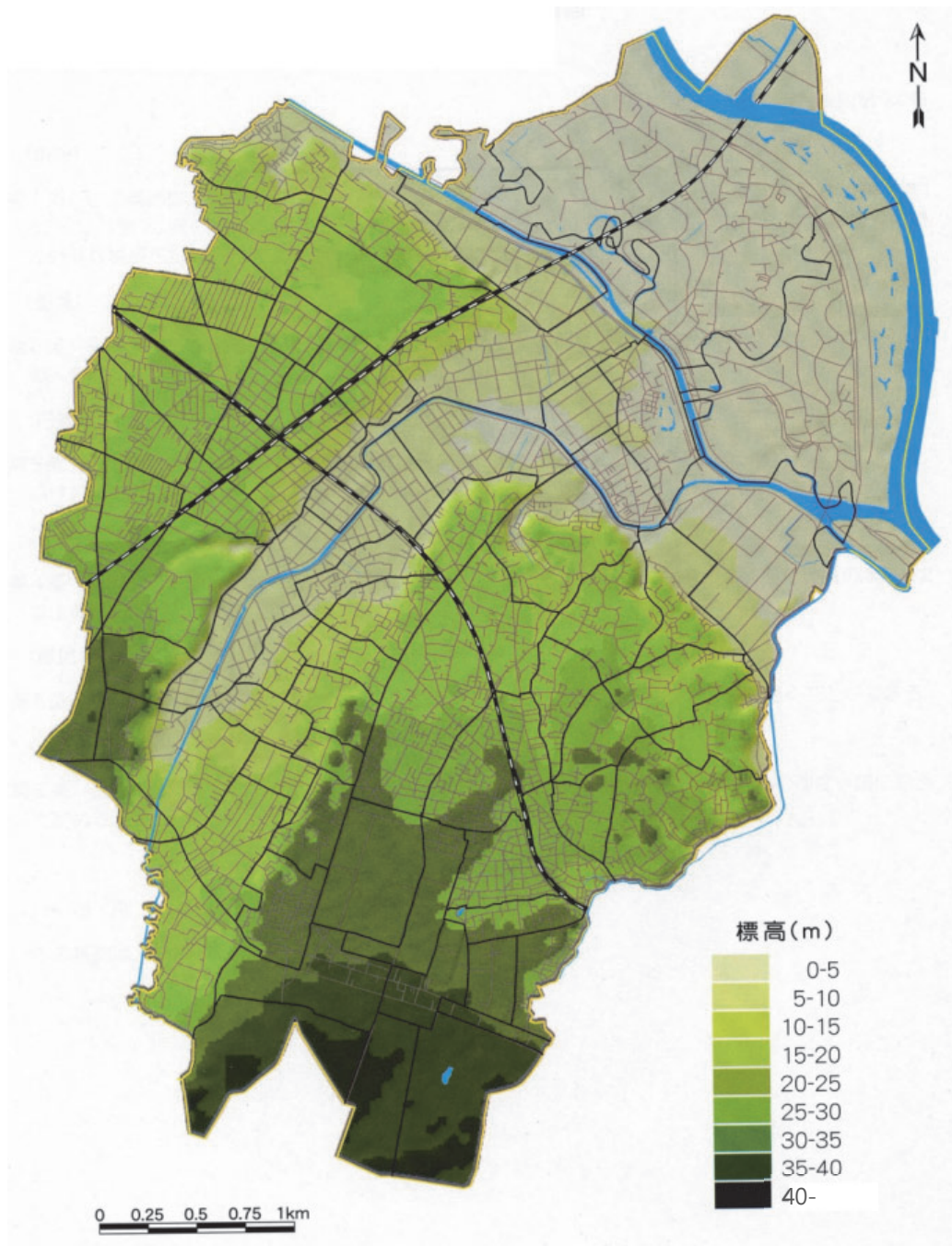
3) 地形・自然条件

本市の区域は、東西約 4.6km、南北約 6.3km で、面積約 1,834ha となっています。地形は武蔵野台地（約 70%）と荒川低地（約 30%）に大別され、その間の斜面地には樹林地があり、武蔵野の面影を残しています。市役所の位置で海拔 30.15m、市内の最大高低差は約 53m です。

北東部には荒川と新河岸川が流れ、中央部を黒目川が東西に流れ新河岸川に合流しており、また、東南部を越戸川がほぼ南北に流れています。

地質は、荒川低地が沖積層を主体とし、武蔵野台地が河岸段丘堆積物（砂・砂れき層）とその上部に存在する武蔵野・立川ローム層（関東ローム層）を主体としています。関東ローム層の下部には、良好な水質の地下水が大量に蓄えられています。

【朝霞市地形図】（資料：朝霞市環境基本計画）



(2) 人口・世帯の状況

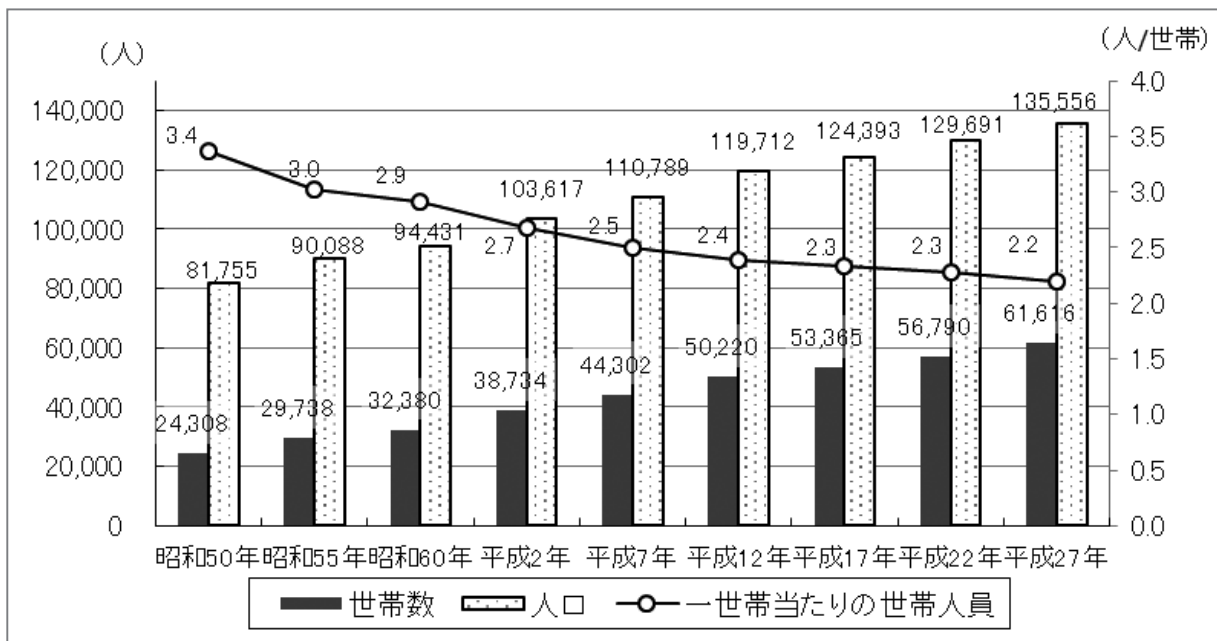
1) 市内の人口・世帯の推移

平成27年(2015年)時点の総人口は135,556人、世帯数は61,616世帯となっています。昭和50年(1975年)から平成27年(2015年)までの40年間で人口、世帯はともに増加を続け、人口は約1.7倍、世帯は約2.5倍増加しています。

また、平成25年(2013年)3月から、東武東上線と東京メトロ副都心線、東急東横線及び横浜高速みなとみらい線の相互直通運転が開始されたことにより、現在も人口、世帯ともに伸びを見せています。

一方、一世帯当たりの世帯人員は、昭和55年(1980年)以降3人を割り込んでからも減少を続けており、核家族化の進行が顕著になっています。

【人口・世帯の推移】(資料：国勢調査)

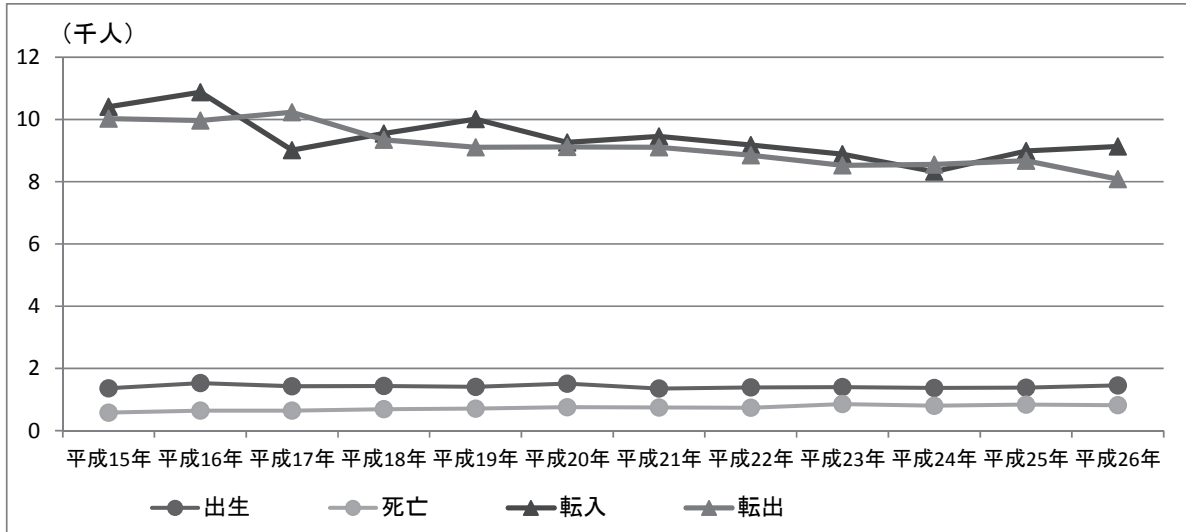


※：平成27年は住民基本台帳10月1日現在(外国人を含む)

2) 市内の人口動態

平成16年(2004年)が転入のピークとなっており、平成24年(2012年)に一旦転出超過に転じるものの、平成26年(2014年)まで転入超過の傾向が続いています。出生数は年1,500人前後と安定した推移を示しています。

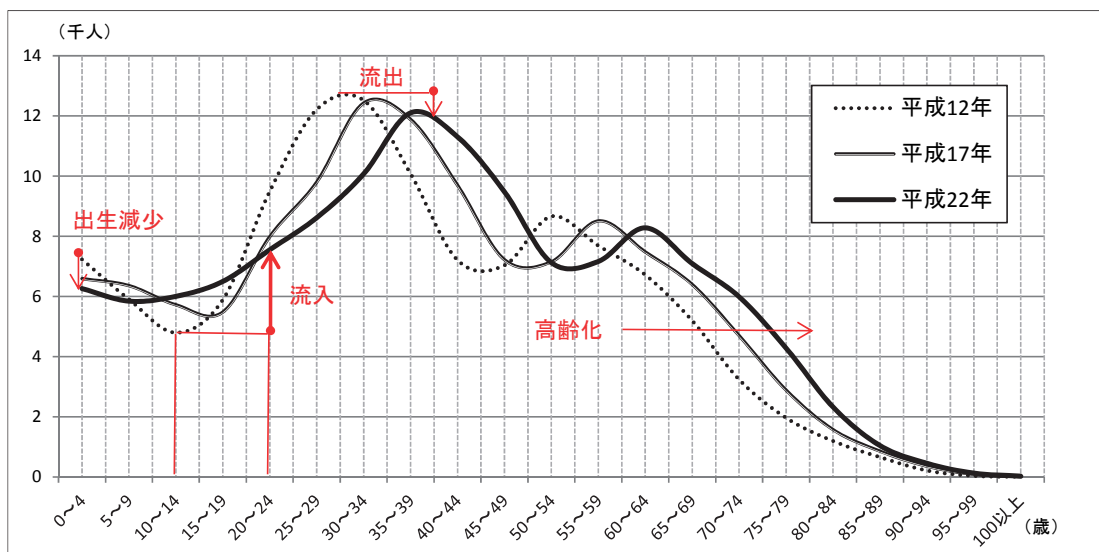
【人口動態】(資料：住民異動月報)



3) 年齢別人口動向

人口を5歳階級ごとに区分してその推移を見ると、平成12年(2000年)から平成22年(2010年)の10年間で、出生数は減少し、30歳代が流出していることがわかります。その一方で10歳から20歳代の流入が顕著であり、人口増加の大きな要因となっていることがわかります。また、本市においても高齢化の進行が見られます。

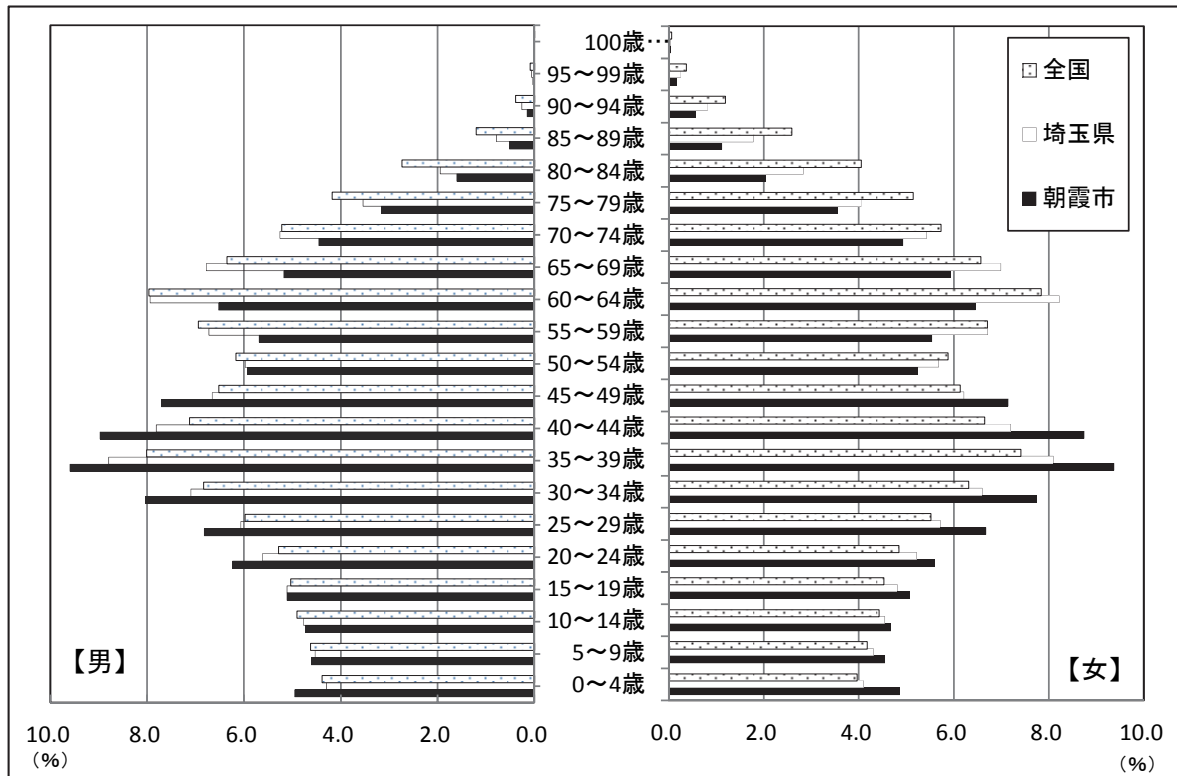
【年齢別人口動向】(資料：国勢調査)



4) 年齢別人口比較

平成22年(2010年)国勢調査における人口の構成比を見ると年少人口(0~14歳)は14.2%、生産年齢人口(15~64歳)は69.1%、老年人口(65歳以上)は16.7%です。老年人口比率については埼玉県20.2%に比べ低い値となっています。人口構造で見ると35歳~39歳人口が男女ともに最も多く、30歳~49歳人口の占める割合が高くなっています。

【年齢別人口割合比較】(資料：国勢調査)

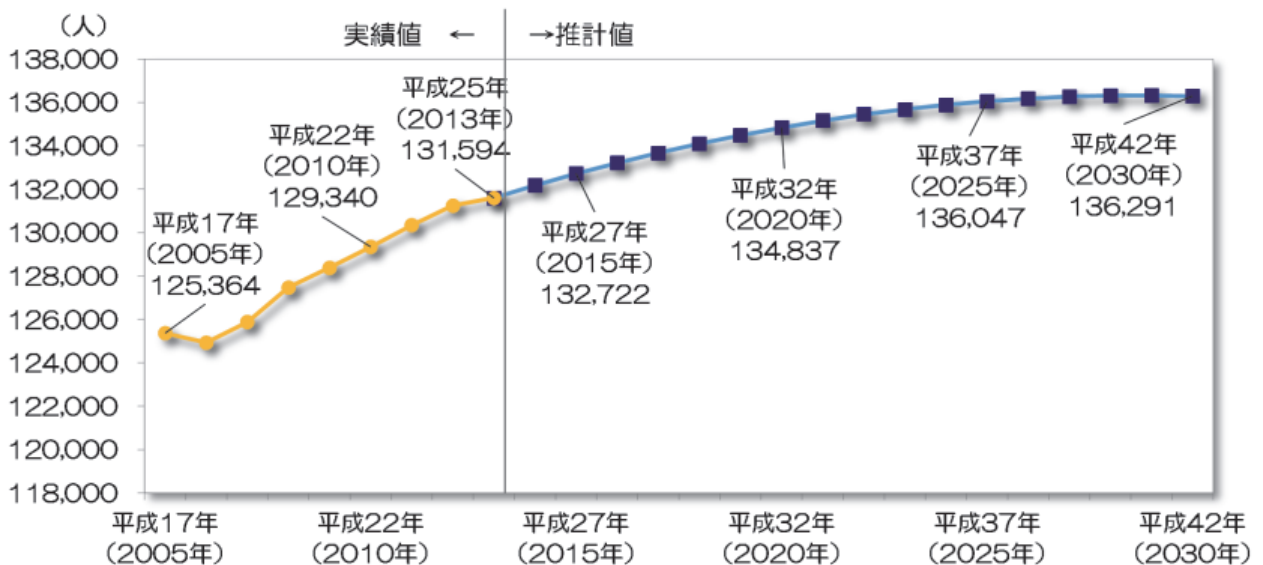


(3) 将来人口

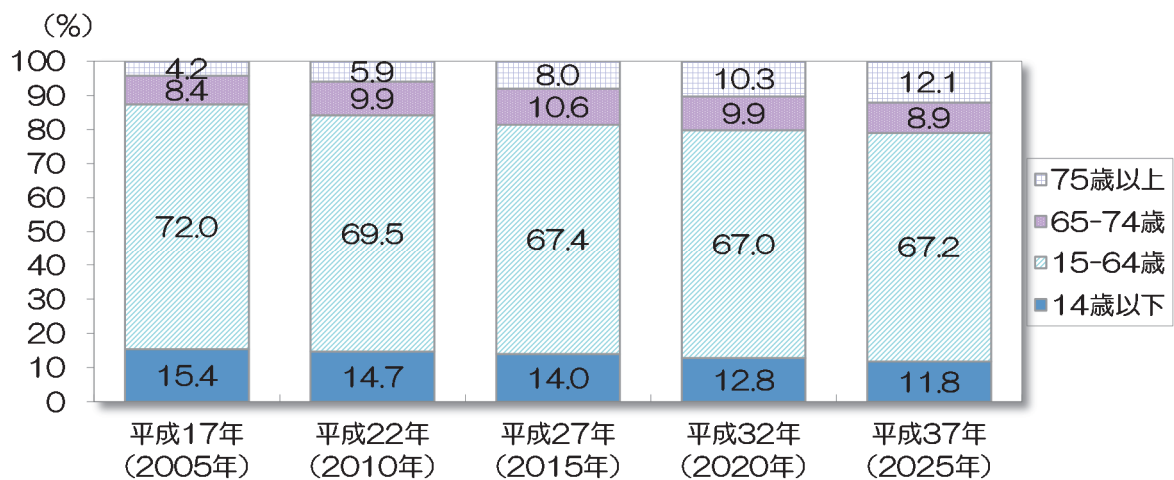
全国的には人口の減少局面へと移行していますが、朝霞市では東京メトロ副都心線の開業など交通利便性が一層向上しており、人口は少しずつ増加しています。今後も市街化区域に編入された地域を中心に宅地開発が行われる見込みがあることなどから、この計画の最終年度である平成37年(2025年)の人口を約136,000人になると推測しました。もちろん、今後の人口構成の変化においては、少子・高齢化の傾向はより顕著になると予測されます。(資料：第5次朝霞市総合計画)

将来人口(平成37年見込み) 136,000人

【人口の推移と将来推計結果】



【平成17～平成37年の年齢4区分別人口比】

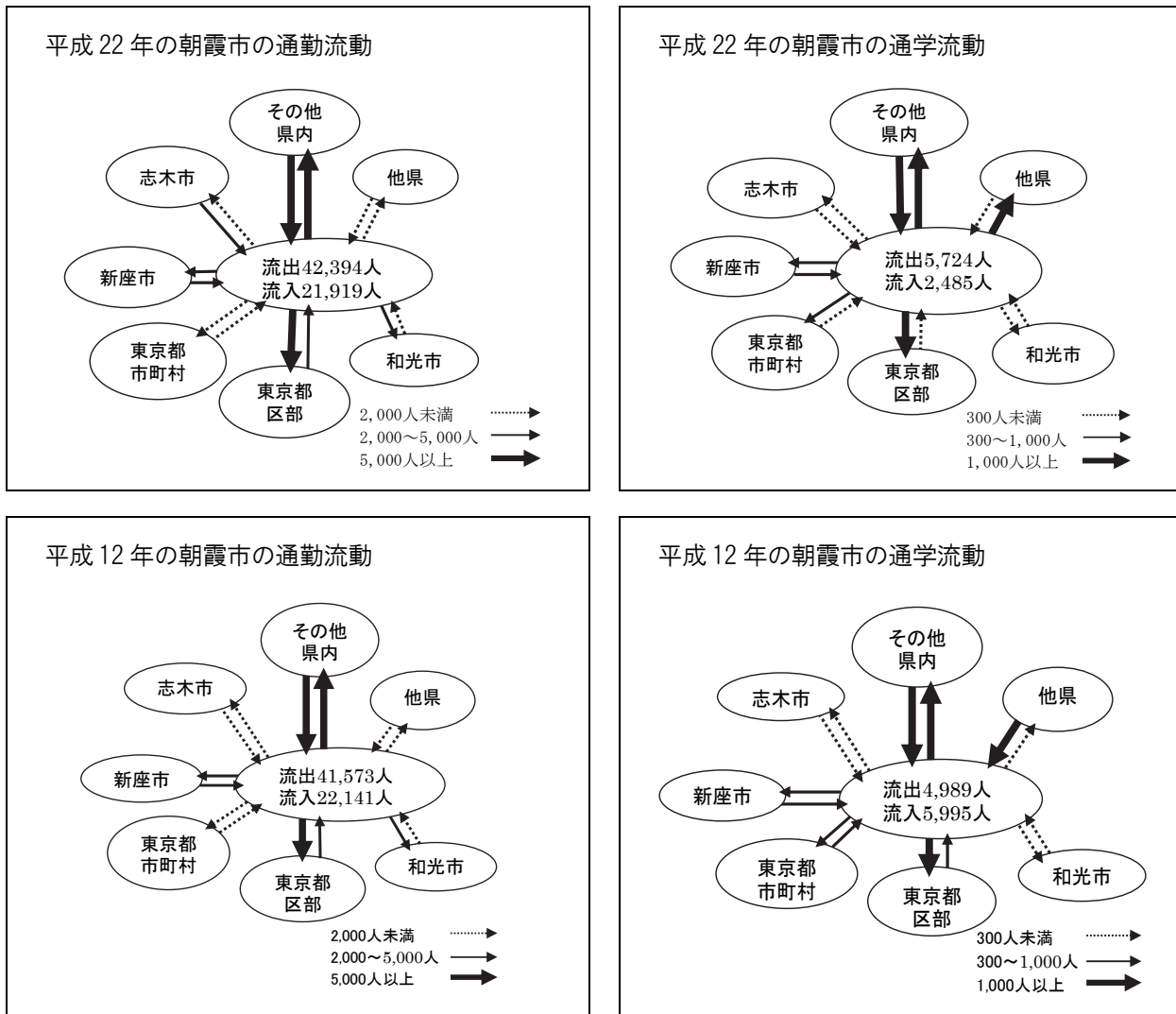


(4) 人口流動

1) 通勤通学流動

人口の流動状況は、平成 22 年（2010 年）の通勤通学合計で、流入人口 24,404 人に対して、流出人口は 48,118 人と流出超過となっています。通勤での流出人口の 56.6%、通学での流出人口の 35.9%が東京都区部です。通勤、通学ともに流出人口が流入人口を上回っており、首都圏へのアクセスの良さがうかがえます。

【通勤通学流動】（資料：国勢調査）



2) 昼夜間人口比率の推移

平成 22 年（2010 年）国勢調査による昼夜間人口比率は 84.1%となっています。平成 2 年（1990 年）から 84%前後で一定の推移を示しています。

【昼夜間人口比率の推移】（資料：国勢調査）

	平成 2 年 (1990 年)	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)
昼夜間人口比率 (%)	84.0	83.5	84.2	82.3	84.1

(5) 財政

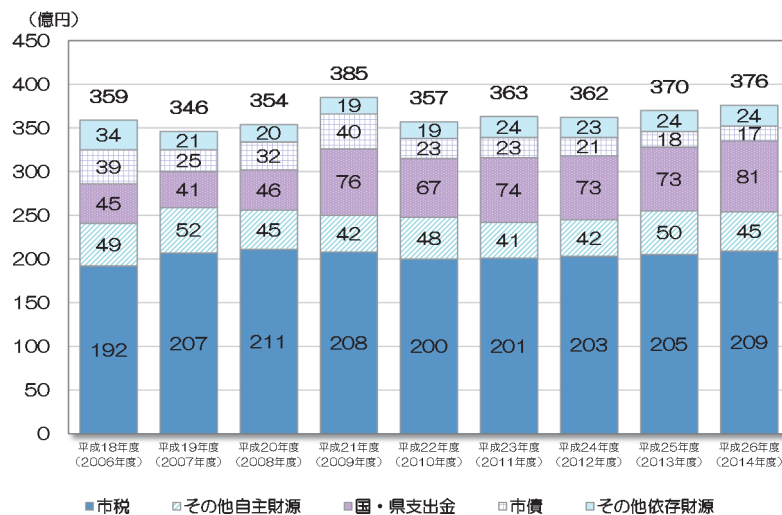
1) 一般会計

歳入の6割近くを占める市税は、徐々に平成20年度(2008年度)以前の水準に持ち直しつつありますが、今後、大幅な伸びは期待できないと見込まれます。

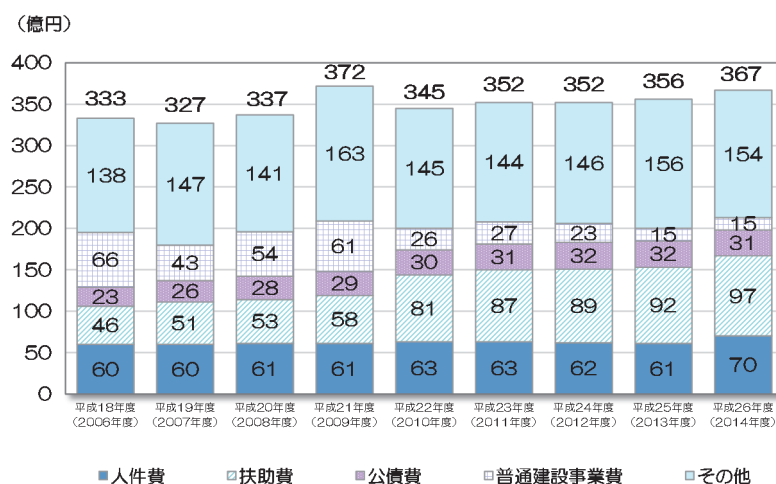
歳出については、生活保護や高齢者福祉、保育などの民生費及び予防接種や健康づくりなどの保健衛生費といった社会保障費は、高齢化や国の政策変更の影響を受けて増加傾向にあり、今後も一層の増加が予想されます。

将来にわたって健全な財政運営を図るためには、歳入財源の確保に努めるとともに、歳出では事業の優先度を政策的に判断し、既存事業の徹底した見直しをするなど限られた財源の効率的・効果的な活用に努めていかななくてはなりません。(資料：第5次朝霞市総合計画)

【一般会計 歳入の推移】



【一般会計 歳出の推移】



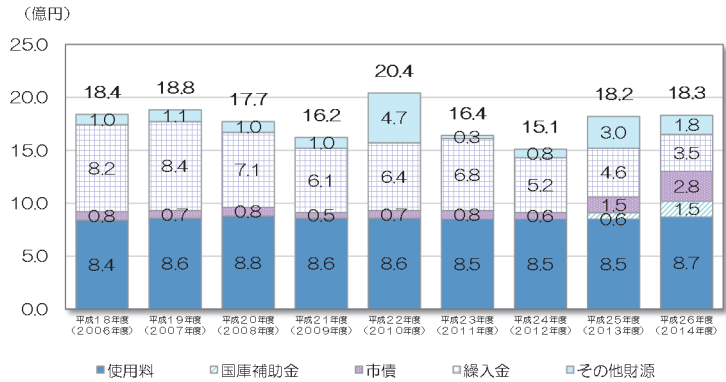
人件費…市職員の給与、市長・市議会議員の報酬等
 扶助費…生活保護や児童福祉、障害福祉などの社会保障に要する経費
 公債費…地方債の元金の返済や利子の支払いにかかる経費
 普通建設事業費…道路、学校などの施設の建設事業などに要する経費
 その他…委託料などの物件費、各種団体に対する補助費等、施設の修繕料などのための維持補修費、財政調整基金などに積み立てる積立金など

2) 特別会計（下水道事業）

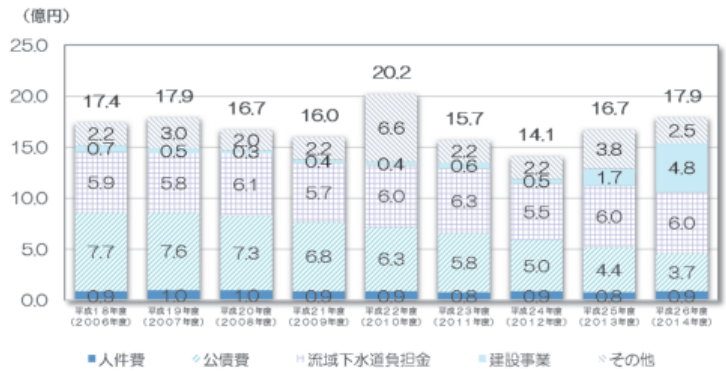
歳入については、主要な歳入である下水道使用料は、旧暫定逆線引き地区での公共下水道の接続が増えることにより増加が見込まれるものの、節水意識の高まりなどによる使用水量の減少が見込まれることから、横ばい傾向が続くものと見込んでいます。

歳出については、旧暫定逆線引き地区での下水道整備に加え、今後対応が必要となる既存施設の老朽化対策などにより建設費などの増加が見込まれます。（資料：第5次朝霞市総合計画）

【特別会計（下水道）歳入の推移】



【特別会計（下水道）歳出の推移】

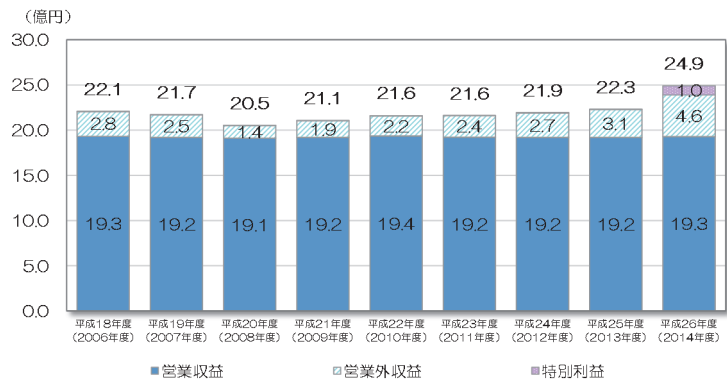


3) 公営企業会計(水道事業)

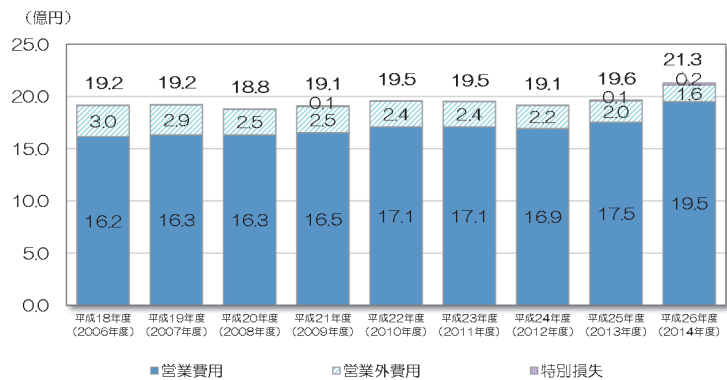
将来にわたって安定した水道サービスの提供には、老朽化した管路施設や浄水場などの適切な時期の更新、耐震化などを図ることが必要です。

事業の財源となる水道料金収入の確保を図るとともに、効率的な運営に努めなければなりません。(資料：第5次朝霞市総合計画)

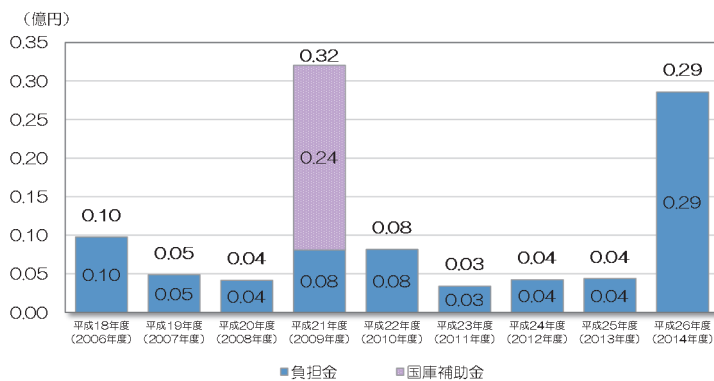
【公営企業会計（水道事業）収益的収入の推移】



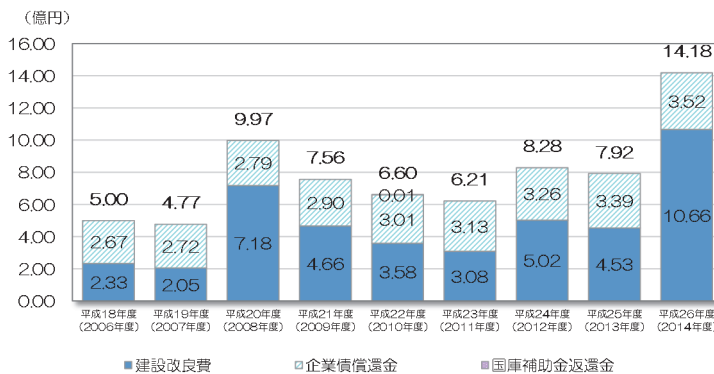
【公営企業会計（水道事業）収益的支出の推移】



【公営企業会計（水道事業）資本的収入の推移】



【公営企業会計（水道事業）資本的支出の推移】



※：資本的収入が資本的支出に不足する額は、減価償却費等の内部留保資金や積立金等で補っています。

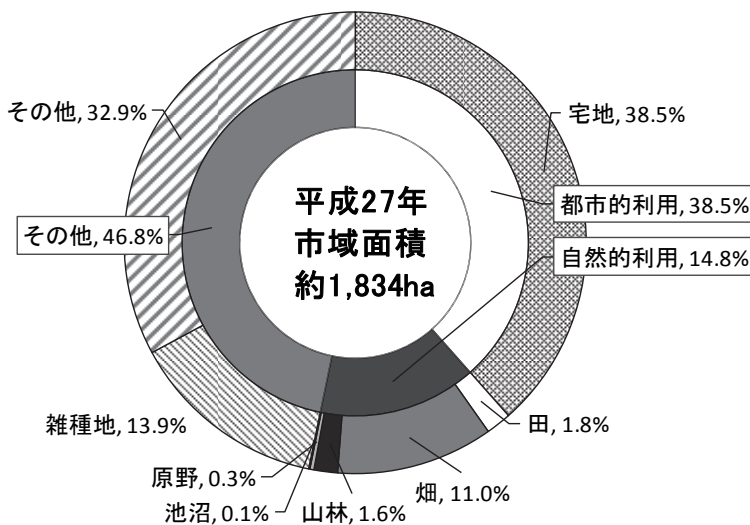
(6) 土地・建物の利用状況

1) 地目別土地利用の推移

本市は、北東部に荒川と新河岸川が流れ、中央部を東西に流れる黒目川が東部で新河岸川と合流しており、武蔵野台地と荒川低地に大別される変化に富んだ地形となっています。

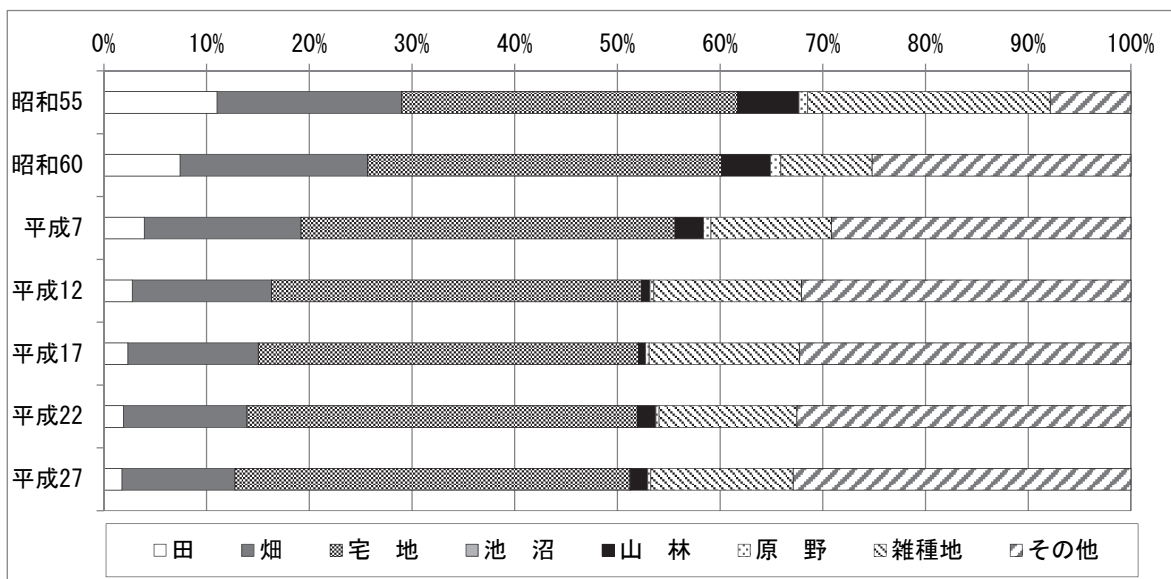
平成27年(2015年)時点において、市域面積1,834haのうち、12.8%が農用地(田畑)で、宅地は38.5%、山林・原野が1.9%となっています。農用地、山林・原野は減少傾向にあり、宅地と雑種地などが増加しています。市街地は台地部全体に広がっており、鉄道駅を中心に商業地、その周辺を住宅地が取り囲んでいます。また、黒目川と新河岸川に沿った地域は、田畑が多く残されています。

【地目別土地利用面積割合】(資料：課税課)



※固定資産税台帳に登録された地積で非課税も含む。
 ※その他：墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、溜地、堤、井溝、保安林、公衆用道路及び公園をいう。

【地目別土地利用面積割合の推移】(資料：課税課)



2) 人口集中地区の推移

人口集中地区は、昭和40年（1965年）には市の南部及び北西部の一部に限られていましたが、昭和50年（1975年）には台地上の多くを占めるようになりました。さらに、昭和60年（1985年）には台地上に残っていた朝霞台駅周辺や台地の北東部なども含まれ台地上のほぼ全域が人口集中地区となりました。平成12年（2000年）になると隣接する形で、若干ではありますが低地部にも広がっています。その後は大きな変化はないものの、人口集中地区における人口は、平成22年（2010年）まで増加を続けていることがわかります。

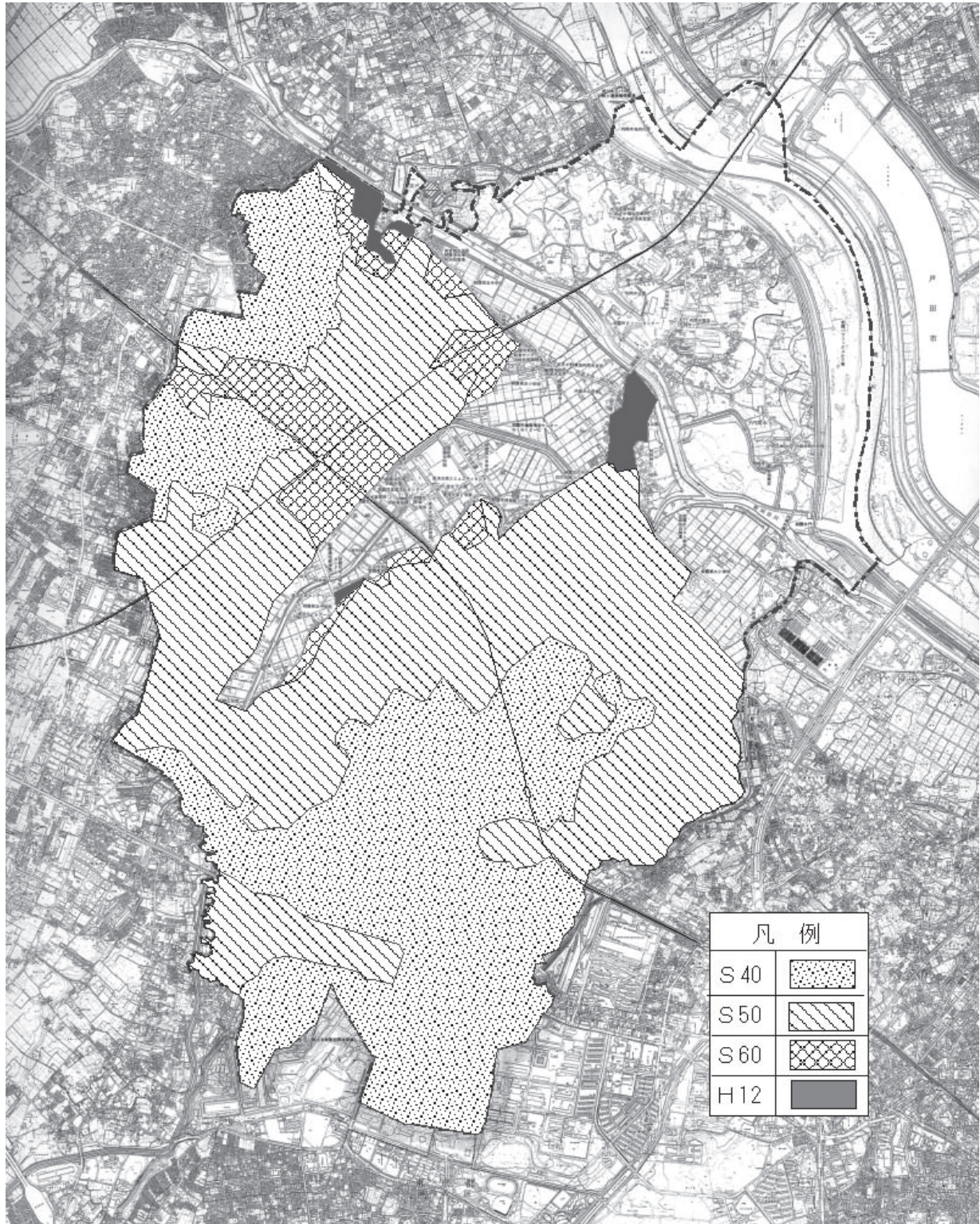
【人口集中地区の推移】（資料：国勢調査）

	人口			面積 (km ²)			人口密度 (人/km ²)	
	人口集中地区	市全域	市全域に対する構成比 (%)	人口集中地区	市全域	市全域に対する構成比 (%)	人口集中地区	市全域
昭和40年	33,844	51,527	65.7	4.9	17.78	27.6	6,907	2,898
昭和45年	54,421	67,938	80.1	7.2	17.78	40.5	7,558	3,821
昭和50年	75,685	81,755	92.6	11.0	17.78	61.9	6,880	4,598
昭和55年	84,306	90,088	93.6	11.2	17.78	63.0	7,527	5,067
昭和60年	89,703	94,431	95.0	11.5	17.78	64.7	7,800	5,311
平成2年	99,233	103,617	95.8	11.7	18.38	63.7	8,482	5,638
平成7年	108,003	110,789	97.5	12.0	18.38	65.3	9,000	6,028
平成12年	117,000	119,712	97.7	11.99	18.38	65.2	9,758	6,513
平成17年	121,758	124,393	97.9	11.96	18.38	65.1	10,180	6,768
平成22年	127,084	129,691	98.0	11.99	18.38	65.2	10,599	7,056

資料：国勢調査

※：人口集中地区とは、人口密度の高い調査区（1km²当たり4,000人以上）が互いに隣接して、人口が5,000人以上となる地域をいう

【人口集中地区の推移】（資料：国勢調査）

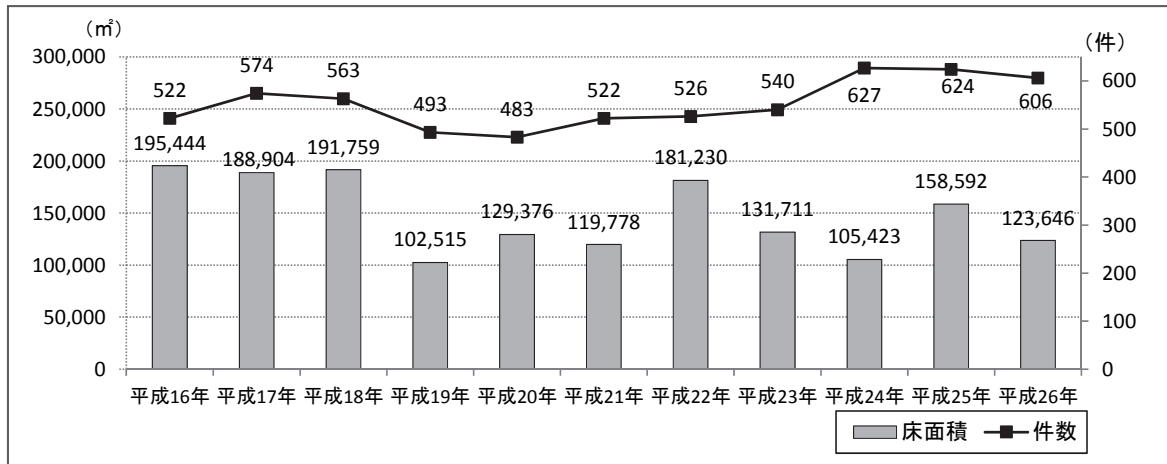


3) 建築着工動向の推移

平成26年(2014年)の建築着工件数は606件、総床面積は123,646㎡となっています。建築着工件数は平成20年(2008年)に483件まで落ち込みましたが、その後は増加傾向にあります。総床面積については、平成19年(2007年)に大幅に減少しましたが、平成22年(2010年)までに181,230㎡まで増加しました。

平成22年(2010年)以降については、建築着工件数は増加傾向にある一方で、総床面積が減少傾向にある状況になっています。

【建築着工動向の推移】(資料：開発建築課)



4) 農地転用の状況

平成26年(2014年)の農地転用件数は112件、総転用面積は64,991㎡となっています。転用目的としては、その他の用地に次いで住宅用地への転用が多く、転用件数は全体の47.3%、転用面積では42.4%となっています。平成23年(2011年)から住宅用地の転用件数、転用面積の増加が顕著となっており、住宅需要が高まってきていることが分かります。

【農地転用の状況】(資料：産業振興課)

(単位：面積㎡)

年次	総数		住宅用地		工業用地		公共用地		その他の用地	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成16年	97	64,080	28	13,129	5	20,705	18	4,497	46	25,749
平成17年	111	70,305	32	14,781	11	7,427	21	3,816	47	44,281
平成18年	109	63,295	45	15,091	9	6,980	14	1,939	41	39,285
平成19年	84	46,061	23	12,922	1	289	17	1,886	43	30,964
平成20年	66	42,346	24	10,488	-	-	11	8,533	31	23,325
平成21年	80	29,734	32	14,392	5	3,761	25	2,919	18	8,662
平成22年	91	35,555	37	17,524	3	3,430	28	1,984	23	12,617
平成23年	134	64,974	69	35,374	6	4,497	32	6,566	27	18,537
平成24年	142	83,036	65	36,763	7	8,673	27	1,956	43	35,644
平成25年	93	38,155	47	22,936	2	1,720	26	2,530	18	10,969
平成26年	112	64,991	53	27,538	4	3,836	24	3,994	31	29,623

工業用地：倉庫、資材置き場など

その他の用地：店舗、駐車場、事務所など

農地転用：農地法第4条、第5条により届出、許可を必要とする農地転用及び農地法例外規定による転用

(7) 都市計画の状況

1) 都市計画区域等

本市の全域が都市計画区域に指定され、市街化区域として約 1,063ha、市街化調整区域として約 775ha が指定されています。旧暫定逆線引き地区については、平成 23 年(2011 年)1 月 21 日に都市計画決定がなされ、約 53ha が市街化区域に編入されました。

【都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域の面積】(資料：まちづくり推進課)

	面積 (ha)		都市計画区域面積に対する割合 (%)	
	平成 17 年	平成 27 年	平成 17 年	平成 27 年
都市計画区域	1,838	1,838	100	100
市街化区域	1,010	1,063	55	58
市街化調整区域	828	775	45	42

※市域の面積は、平成 27 年 3 月 6 日に国土交通省国土地理院より公表された「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調(平成 26 年 10 月 1 日時点)」により 1,834ha に修正されたものの、都市計画区域面積の修正についての都市計画決定がまだ行われていないため、都市計画区域面積と市域面積は一致していない。

2) 用途地域

本市における用途地域の指定状況は、住居系地域が 80.9%、商業系地域が 6.6%、工業系地域が 12.5%の比率で指定されており、住居系の割合が高くなっています。

【用途地域の面積】(資料：まちづくり推進課)

	面積 (ha)		構成比 (%)	
	平成 17 年	平成 27 年	平成 17 年	平成 27 年
第一種低層住居専用地域	130.3	131.6	12.2	12.4
第一種中高層住居専用地域	460.1	475.1	43.3	44.7
第二種中高層住居専用地域	7.8	7.8	0.7	0.7
第一種住居地域	237.2	235.1	22.3	22.1
準住居地域	11.0	11.0	1.0	1.0
近隣商業地域	32.8	32.8	3.1	3.1
商業地域	37.2	37.2	3.5	3.5
準工業地域	49.1	49.1	4.6	4.6
工業地域	83.7	83.9	7.9	7.9
合 計	1,063.6	1,063.6	100.0	100.0

3) 都市計画道路

本市では、都市計画道路として14路線・延長28,410mが決定されています。このうち整備済延長は13,341mで、整備率は47.0%となっています。

【都市計画道路】（資料：まちづくり推進課）

	路線数	計画延長 (m)	整備済延長 (m)	整備率 (%)
平成17年	15	32,650	9,997	30.6
平成27年	14	28,410	13,341	47.0

※平成27年10月末現在

4) 土地区画整理事業

本市では、土地区画整理事業として7地区・総面積143haが計画されており、このうち市街化区域面積に対する比率は13.4%となっています。

また、これまでに5地区・128.4haの事業が完了し、2地区・14.6haが事業中となっています。

【土地区画整理事業】（資料：まちづくり推進課）

	地区名	施行者	施行年度		面積 (ha)	進捗状況
			開始	完了		
1	北朝霞地区	朝霞市	昭和44年	昭和49年	85.5	完了
2	広沢地区	朝霞市	昭和61年	平成17年	29.6	完了
3	向山地区	組合	平成5年	平成20年	4.8	完了
4	本町一丁目地区	組合	平成5年	平成11年	6.9	完了
5	越戸地区	組合	平成6年	平成8年	1.6	完了
6	根岸台五丁目地区	組合	平成8年	—	13.8	事業中
7	岡一丁目地区	個人	平成27年	—	0.8	事業中

※平成28年3月末現在

2. 朝霞のまち 10年変化

朝霞市都市計画マスタープランの見直しにあたり、当初策定時である平成17年(2005年)から約10年間の朝霞のまちの変化を、様々なデータ、市民意識、事業・施策の視点から整理しました。

(1) 主なまちの変化

【10年前と比べて増加・上昇した項目】

項目	10年前	現在	増減	出典
1. 住みよさ総合ランキング※1	637位	276位	361位	東洋経済「都市データパック」 平成15年～25年
2. 総人口	119,712人	129,691人	8.3%	国勢調査 平成12～22年
2-1 年齢別3区分(0～14歳)	(18,061人)	(18,112人)	(0.3%)	
2-2 年齢別3区分(15～64歳)	(88,663人)	(88,207人)	(▲0.5%)	
2-3 年齢別3区分(65歳以上)	(12,540人)	(21,332人)	(70.1%)	
3. 総世帯数	50,220世帯	56,790世帯	13.1%	
4. 保育園数 (受入人数)	13施設 (1,127人)	27施設 (2,099人)	14施設 (972人)	朝霞市保育課 平成16～26年
5. 農地転用(住宅用地面積)	258.6a	367.6a	42.2%	朝霞市農業委員会 事務局 平成14～24年
6. 分譲マンション棟数	180棟	206棟	26棟	朝霞市まちづくり 推進課 平成16～22年
7. 公園面積※2	237,778m ²	302,238m ²	27.1%	朝霞市みどり公園課 平成16～26年
8. 医療施設数(診療所)	30施設	64施設	34施設	朝霞保健所 平成16～24年
9. 要介護(要支援)認定数 (65歳以上)	842人	2,722人	1,880人	介護保険事業状況 報告 平成13～23年
10. 老人福祉施設※3	13施設	37施設	24施設	朝霞市長寿はつら つ課・障害福祉課 平成16～26年
11. 障害者施設※4	8施設	15施設	7施設	
12. 市内NPO法人数	7団体	36団体	29団体	埼玉県NPO情報ス テーション 平成17～26年
13. 市内購買率 (家族で買物を楽しむ)	10.5%	13.2%	2.7 ポイント	彩の国消費者動向 調査報告書 平成12～22年
14. 財政(一般会計当初予算) 民生費(歳出)	10,624,582 千円	18,040,400 千円	69.8%	朝霞市財政課 平成18～27年

※1：総合ランキング：「安心度」「利便度」「快適度」「富裕度」「住居水準充実度」の5つの観点(16指標)から算定

※2：公園は、都市公園(街区公園、近隣公園、地区公園、歴史公園、都市緑地)とし、児童遊園地は含まない

※3：老人福祉施設：老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター(老人福祉法より)

※4：障害者施設：生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、障害者支援施設(就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る)、地域活動支援センター(障害者総合支援法より)

【10年前と比べて減少した項目】

項目	10年前	現在	増減	出典
15. 待機児童数	116人 ^{※5}	38人	▲67.2%	朝霞市保育課 平成16～26年
16. 刑法犯罪認知件数	2,566件	1,228件	▲1,338件	朝霞警察署 平成15～25年
17. 交通事故発生件数	662件	429件	▲233件	朝霞市環境推進課 ・まちづくり推進課 平成15～25年
18. 商業 18-1 店舗数（卸売業） 18-2 従業員数（卸売業） 18-3 店舗数（小売業） 18-4 従業員数（小売業）	178店 1,443人 617店 5,033人	133店 1,391人 367店 3,742人	▲45店 ▲52人 ▲250店 ▲1,291人	国勢調査経済セン サス 平成14～24年
19. 工業 19-1 事業所数 19-2 従業員数	249店 5,621人	183店 4,241人	▲66所 ▲1,380人	工業統計 平成14～24年
20. 自治会加入率	54.1%	47.1%	▲7.0 ポイント	平成26年度施策 評価 平成17～26年
21. 財政（一般会計当初予算） 土木費（歳出）	6,220,118 千円	2,523,010 千円	▲59.4%	朝霞市財政課 平成18～27年

※5：この待機児童数は平成16年度以降のピーク値である平成23年度の数値

(2) 主な市民意識の変化

【10年前と比べて、評価が上がった項目】

項目	10年前	現在	増減	備考
1. 朝霞市の「住み良さ」について【一般】 「ずっと住み続けたい、当分は住み続けたい」 ()内 ずっと住み続けたいか	76.3% (27.3%)	84.8% (41.5%)	8.5 ポイント (14.2 ポイント)	平成16～25年
2. 住まい周辺で良いと感じる点【一般】 「公共交通手段が発達しており利便性が高い」 「医療福祉施設が近くにある」	36.3% 13.2%	54.3% 21.0%	18.0 ポイント 7.8 ポイント	平成14～25年
3. 自然環境の今後【一般】 「現在のまま保全する」	16.8%	29.4%	12.6 ポイント	平成14～25年
4. 朝霞市は好きか【青少年】 「好き、まあ好き」 ()内 好き	58.3% (20.3%)	81.9% (38.5%)	23.6 ポイント (18.2 ポイント)	平成21～25年
5. 朝霞市が好きな理由【青少年】 「交通の便がよい」 「住んでいる環境やまちなみがよい」 「まちが安心・安全である」	17.4% 13.0% 5.1%	41.3% 29.5% 24.5%	23.9 ポイント 16.5 ポイント 19.4 ポイント	平成21～25年

【10年前と比べて、評価が下がった項目】

項目	10年前	現在	増減	備考
6. 住まい周辺での整備改善が必要【一般】 「歩道がない(狭い)」	45.1%	52.9%	7.8 ポイント	平成14～25年
7. 朝霞市が嫌いな理由【青少年】 「住んでいるまちなみや環境がよくない」 「図書館、博物館、児童館、公民館などが充実していない」	7.7% 2.6%	21.4% 28.6%	13.7 ポイント 26.0 ポイント	平成21～25年

市民意識の主な変化（市民意識調査及び青少年アンケート）

市の全体的な計画（総合計画）と本計画が連携し、平成25年10月に市民の皆さんのまちづくりへの考え方・ご意見などについて伺い、計画づくりに生かすための基礎的なデータとして、アンケート調査を行いました。

市民意識調査

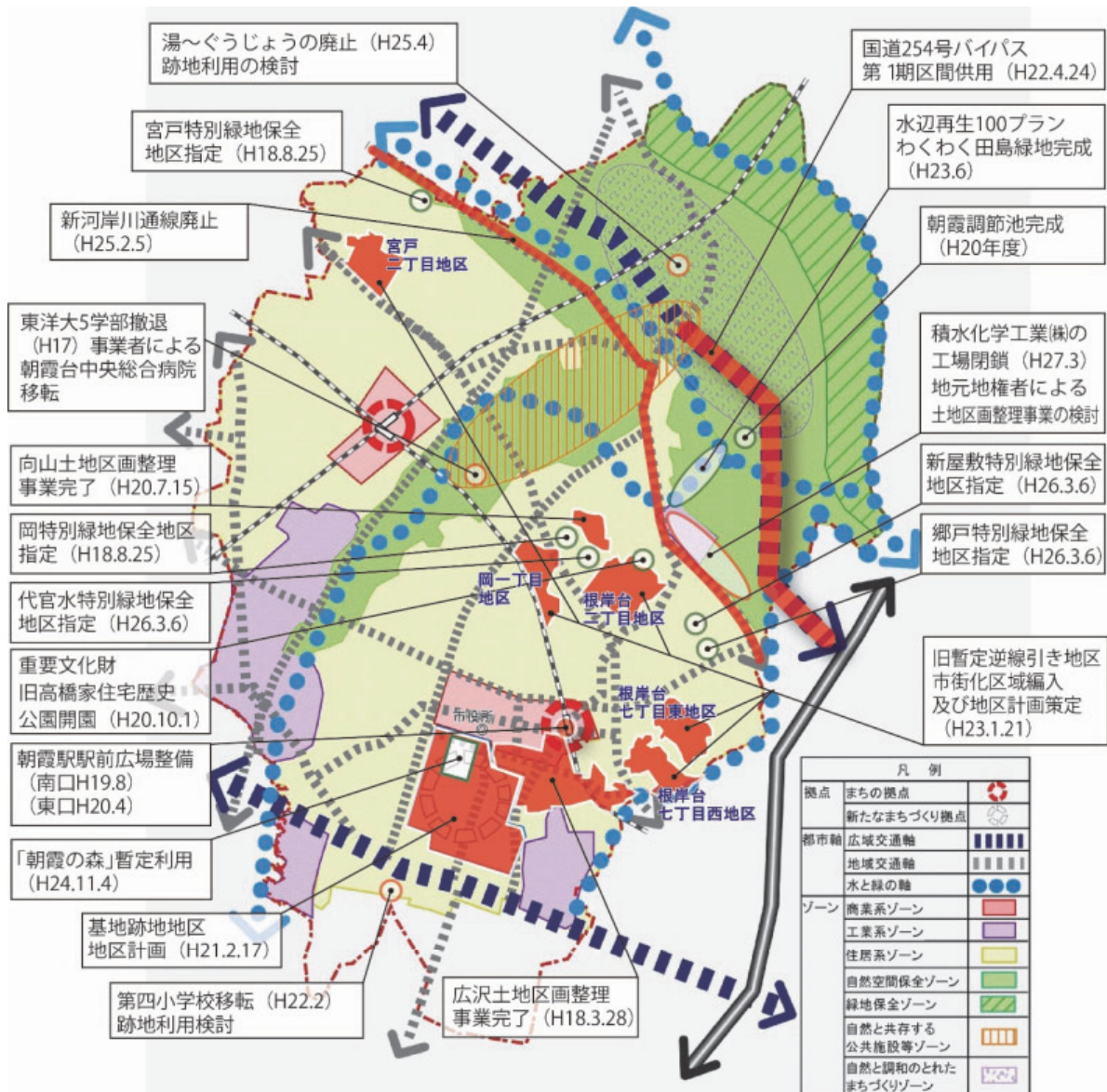
- ・対象者：市内にお住まいの18歳以上の男女 3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
- ・調査項目：「住み良さ」、「住まいの周辺的生活環境」、「市の全般的な取組」、「これからのまちづくり」、「まちづくりへの市民参加」など
- ・有効回収数 943票／有効回収率 31.7%（2,975票（宛先不明（25票）を含む）

青少年アンケート

- ・対象者：市内にお住まいの12歳から17歳までの男女 1,000人（住民基本台帳から無作為抽出）
- ・調査項目：「日頃感じていること」、「朝霞市のまちづくり」、「あなたと地域の関わり」など
- ・有効回収数 364票／有効回収率 36.4%

(3) 主な事業・施策の変化

1) 主な事業・施策等



市内全域に係るもの

- ・長期未整備都市計画道路の見直しガイドラインの策定 (第1次H17.3、第2次H25.6)
- ・朝霞市緑(みどり)の基本計画の改訂 (H18.12、H28.3)
- ・黒目川改修・多自然川づくり (H19)
- ・黒目川丸ごと再生プロジェクト (H24.4~H28.3)
- ・高度地区の指定 (H21.5)
- ・生産緑地地区の追加指定に関する基本方針の策定 (H24.7)
- ・朝霞市景観計画の施行 (H28.4)
- ・道路冠水しやすい箇所における緊急雨水対策の実施 (H25~)
- ・朝霞市基地跡地利用計画の見直し (H27.12)

注) ゾーンは概ねの範囲を示すものです



2) 事業・施策の進捗の概要

①分野別方針ごとの事業進捗状況一覧表

全分野をまとめた総事業数は109事業にのぼり、分野別では「安心・安全・環境共生分野」が36事業で最も多く、「市街地整備分野」が18事業で最も少なくなっています。

全分野をまとめた進捗状況は、Aの「完了」が16事業(14.7%)、Bの「継続」が91事業(83.5%)、Cの「改善して継続」が2事業(1.8%)であり、Dの「中止」はありませんでした。

また、進捗状況を分野別に見ると、Cの「改善して継続」となったのは、「緑・景観分野」が2事業、「土地利用分野」が1事業となりました。

【事業進捗状況一覧表（全分野）】

	A（完了）	B（継続）	C（改善して継続）	D（中止）	総計
全分野	16事業 14.7%	91事業 83.5%	2事業 1.8%	0事業 0%	109事業 100%

【事業進捗状況一覧表（分野別）】

	A（完了）	B（継続）	C（改善して継続）	D（中止）	計
土地利用	7事業 31.8%	14事業 63.6%	1事業 4.5%	0事業 0%	22事業 100%
道路交通	4事業 14.3%	24事業 85.7%	0事業 0%	0事業 0%	28事業 100%
市街地整備	2事業 11.1%	16事業 88.9%	0事業 0%	0事業 0%	18事業 100%
緑・景観	3事業 11.5%	22事業 80.8%	2事業 7.7%	0事業 0%	26事業 100%
安心・安全・ 環境共生	5事業 13.9%	31事業 86.1%	0事業 0%	0事業 0%	36事業 100%

※事業数については、同一の事業が重複しないよう1事業としてカウント

※分野をまたがる事業があるため、「全分野の総事業数」と「分野別の事業数の合計」は一致しない

※割合は、四捨五入しているため、合計値が一致しないことがある

②進捗評価C（改善して継続）の事業概要

進捗評価C（改善して継続）となった事業は「（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業」及び「（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業」の2事業でした。

また、進捗評価D（中止）の事業はありませんでした。

【進捗評価Cに該当した事業】

	事業名	担当課	理由など
1	（仮称）基地跡地公園・シンボルロード整備事業	みどり公園課 みどり公園係	<p>平成 22 年（2010 年）に朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画を策定し、整備に向けて関東財務局と協議を行っています。また、平成 24 年（2012 年）には、基地跡地の一部について管理委託を受け、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」として市民に開放することができました。</p> <p>平成 27 年（2015 年）12 月に基地跡地利用計画の見直しが行われ、今後、基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の見直しを行う予定であり、その中でシンボルロードの整備を先行事業として実施することなどを検討していきます。</p>
2	（仮称）浜崎ふれあい公園新設事業 （平成 21 年度までは公園新設事業）	みどり公園課 みどり公園係	<p>大字浜崎地内に、四季を通じて楽しめる花壇や多目的スペースなどの整備計画を市民参加により策定し、近隣公園の整備を行う事業です。現在、財政面の裏付けなども含め、整備に向けて関係部署と協議を行っています。</p> <p>朝霞市みどりの基本計画には、施策「（仮称）浜崎ふれあい公園整備の検討」を記載し、レクリエーション等の拠点となる公園を確保するため、整備を検討することとしています。</p>

(4) まちの10年変化のまとめ

これまでに整理してきた「主なまちの変化」、「主な市民意識の変化」そして「主な事業・施策の変化」をふまえ、朝霞のまちの10年変化を以下にまとめます。

1) 都心へのアクセスの利便性や自然環境に恵まれたまちの魅力が高まり、定住志向が上昇

住みよさランキングで276位になり、10年前の637位から大きく上昇しました。市民意識調査では「住み続けたい」と思う市民が84.8%と10年前から8.5ポイント増加し、「朝霞市が好き」と感じている青少年が81.9%と10年前から23.6ポイントも大きく増加しています。この理由として「都心へのアクセスの良さ」、「住んでいる環境やまちなみがよい」、「治安の良さ」などが挙げられています。また、自然環境についても「現在のまま保全する」が約29%と10年前から13ポイント増加しています。

この10年間で人口は約8%増加(129,691人)、世帯数は約13%増加(56,790世帯)し、人口の増加に伴い分譲マンションは206棟と26棟増加し、全体の2割が駅を中心に500mの範囲の中に立地しています。また、住宅用地への農地転用面積が増加しており、今後も市街化区域に編入された旧暫定逆線引き地区などにおける宅地開発が見込まれ、少なくとも今後10年間は人口の微増が続くと推計されています。

一方で、朝霞市が嫌いな理由として「図書館、博物館、児童館、公民館などが充実していない」が約29%と10年前から約26ポイントも増加しており、市民の生涯学習の場の充実が課題になっています。

朝霞のまち10年変化との対応項目：【(1)1, 2, 3, 5, 6 [p27] (2)1, 3, 4, 5, 7 [p29]】

2) 駅を中心に都市機能がコンパクトにまとまり、子育て環境もますます充実

保育園の数が27施設と10年前と比べ倍増し、待機児童数も約67%と大幅に減少しました。保育園の全体の約4割が駅から半径500m以内にありま。診療所数は64施設と10年間で倍増し、駅から半径500m以内に病院が2施設、診療所が39施設立地しています。また、街区公園、歴史公園などが増加したことにより、公園面積が10年間で約27%増加しました。

住まい周辺で良いと感じる点として、「公共交通手段が発達しており利便性が高い」が約54%と10年前から18ポイント増加し、「医療福祉施設が近くにある」は21%と10年前から約8ポイント増加しています。



【シンボルロードの整備計画がある公園通り】



【交通結節点となる北朝霞駅東口駅前広場】

子育て世代の環境が充実し始めたことで、この 10 年間で年齢別人口（15 歳から 64 歳）が約 0.5 ポイント減少したものの、（0 歳から 14 歳）が約 0.3 ポイント増加し、埼玉県の平均年齢と比べて 2.6 歳若く、県内で 4 番目に若い自治体となっています。

朝霞のまち 10 年変化との対応項目：【(1)2-1, 2-2, 4, 7, 8 [p27] (1)15 [p28] (2)2 [p29]】

3) 高齢者の増加に対応した福祉施設が急増

65 歳以上の人口は 10 年前から 1.7 倍増加、要介護（要支援）認定者は約 3.2 倍増加している状況の中、老人福祉施設は 10 年間で約 3 倍（37 施設）に増加、障害者施設についても約 2 倍（15 施設）に増加しています。このような状況などから、財政（一般会計当初予算）民生費の歳出は 180.4 億円と 10 年前から約 7 割も増加しています。

朝霞のまち 10 年変化との対応項目：【(1)2-3, 9, 10, 11, 14 [p27]】

4) 駅周辺の魅力向上や身近な買物環境の充実は今後も課題

商業（卸売業・小売業）の店舗数、従業員数は減少傾向にあり、市内の小売店の約 5 割がコンビニエンスストアとなっています。青少年アンケートによる朝霞市が嫌いな理由は「買物が不便」が約 6 割と高く、10 年、20 年後の朝霞市について「買い物やグルメが楽しめるまち」が約 35%と市民意識調査と比べ約 23 ポイント高い結果となっています。工業（事業所数・従業員数）も減少傾向にあります。

また、「市内で家族で買物を楽しむ（市内購買率）」が 1 割程度となっており、近隣市に比べ大きく下回っています。

朝霞のまち 10 年変化との対応項目：【(1)13 [p27] (1)18-1, 18-2, 18-3, 18-4, 19-1, 19-2 [p28]】

5) より安全で安心なまちに向けた課題は今後も多い

事故や犯罪について、この 10 年間で、刑法犯罪認知件数が約半減、交通事故発生件数は約 4 割減少しました。

一方で、住まい周辺での整備改善が必要な場所として「歩道がない（狭い）」が約 53%と 10 年前から約 8 ポイント増加しています。また、集中豪雨や台風による道路冠水がこの 10 年間で 9 回発生しています。歩道の整備やゲリラ豪雨など自然災害への対応が安全で安心なまちに向けた今後の課題にもなっています。

しかしながら、これらの整備改善に必要な財政（一般会計当初予算）土木費の歳出は 25.2 億円と 10 年前から約 6 割も減少しています。

朝霞のまち 10 年変化との対応項目：【(1)16, 17, 21 [p28] (2)6 [p29]】



【朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）】



【安全な歩行空間の確保に課題のある道路】

6) NPOなど市民活動は徐々に活発化、地縁活動が縮小傾向に

ボランティア団体や市民活動などのNPO法人数は、この10年間で7団体から36団体に増加しましたが、地縁活動の核となる自治会の加入率は約47%と10年前から7ポイント減少しています。

朝霞のまち10年変化との対応項目：【(1)12 [p27] (1)20 [p28]】

7) まちづくりにおける変化と事業・施策の進行状況

①【土地利用】旧暫定逆線引き地区約53haが市街化区域に編入 など

平成23年(2011年)に旧暫定逆線引き地区の5地区(宮戸二丁目約10.8ha、岡一丁目約10ha、根岸台二丁目約14.9ha、根岸台七丁目東地区約8.9ha・西地区約8.6ha)合計約53haが市街化区域に編入されました。編入に合わせて地区に応じたまちづくりのルールを定める地区計画を定めており、今後地域特性を生かした良好な市街地形成が求められます。また、市街化区域においては、平成21年(2009年)に建物の高さの最高限度を定める「高度地区」を都市計画決定しました。

さらに、平成17年(2005年)の東洋大学(5学部)の撤退(36,000m²)、平成22年(2010年)の朝霞第四小学校の移転(30,000m²)、平成27年(2015年)の民間工場閉鎖(72,000m²)などによる大規模跡地が市内3箇所で生じており、地域の活性化に寄与する土地利用を図る必要があるとともに、キャンプ朝霞跡地の留保地(以下「基地跡地」という。)については、平成27年(2015年)12月に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に基づく具体的な活用策を検討する必要があります。

②【道路交通】国道254号バイパス第1期区間が供用開始 など

主に内間木地域を通る国道254号バイパス第1期区間が平成22年(2010年)に供用開始され、現在第2期整備が進められており、農地・景観の保全に配慮した秩序ある沿道のまちづくりが必要です。

また、平成17年(2005年)(第1次)、平成25年(2013年)(第2次)に埼玉県が策定した「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、見直し(変更・廃止など)すべき路線と存続する路線を選定した結果、市決定路線では、平成25年(2013年)に新河岸川通線を廃止するとともに、平成28年(2016年)3月現在で、中央通線及び駅西口富士見通線を見直し候補路線としています。

③【緑・景観・環境共生】緑の基本計画に基づく事業が着々と進行 など

平成18年(2006年)に、本市の緑に関する総合的な基本計画である「朝霞市緑の基本計画」を改訂し、さらに平成28年(2016年)に、第5次朝霞市総合計画の内容などをふまえ改訂を行い、「朝霞市みどりの基本計画」として4月に施行されました。また、平成24年(2012年)には、「生産緑地地区の追加指定に関する基本方針」を策定し、それに基づき、同年以降追加指定が行われ、平成27年(2015年)11月現在、市全体で約66.8haの生産緑地地区が指定されています。また、平成18年(2006年)8月以降に、建築行為など一定の行為を制限し良好な自然環境を維持する「特別緑地保全地区」として計5地区、2.0haが新たに指定されました。さらに、平成20年(2008年)には、江戸時代中期(推定)の建築とされる国の重要文化財「旧高橋家住宅」を歴史公園として開園しました。

景観行政では、平成 27 年（2015 年）5 月に朝霞市が景観行政団体に移行するとともに、同年 10 月に「朝霞市景観計画」が告示され、平成 28 年（2016 年）4 月に施行されました。

河川では、平成 19 年（2007 年）に、河川環境を保全しつつ治水安全度を確保する「黒目川改修・多自然川づくり」が完成し、また平成 23 年（2011 年）には、水や生物と親しむことができ、水際に近づける場所を創出する水辺再生 100 プランにより「わくわく田島緑地」が完成しました。また、平成 24 年度（2012 年度）から 4 年にわたり「黒目川まるごと再生プロジェクト」が行われ、黒目川沿いに、広場、遊歩道、ベンチ、サインなどの整備や植樹が行われました。

基地跡地においては、平成 21 年（2009 年）に「憩いと交流の拠点」となる地区の形成を目標とした「基地跡地地区地区計画」を策定し、平成 24 年（2012 年）には、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」の利用が開始されました。

④【市街地整備】朝霞駅周辺のまちづくりの整備が完了 など

土地区画整理事業では、平成 18 年（2006 年）に広沢地区 29.62ha、平成 20 年（2008 年）に向山地区 4.8ha が完了しています。また、現在、根岸台五丁目地区 13.8ha などが施工中となっています。

朝霞駅の駅前広場は、平成 19 年（2007 年）に南口、平成 20 年（2008 年）に東口の整備が完了しました。

⑤【安全・安心】新河岸川の洪水対策 など

新河岸川の水を一時的に貯水することで浸水被害を防止する朝霞調節池（国事業）が平成 20 年（2008 年）に完成しました。

また、平成 25 年度（2013 年度）から、道路冠水が発生しやすい箇所における雨水排水の緊急改善対策として、雨水管や道路側溝の整備などを進めています。



【にぎわいづくりに活用される朝霞駅南口駅前広場】



【朝霞調節池】

3. まちづくりの主要課題

朝霞市都市計画マスタープランの見直しにあたり、まちの10年変化や現況分析に加え、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会、庁内検討委員会及び地域別懇談会における今後のまちづくりの可能性と課題に関する議論や、平成25年(2013年)に実施した市民意識調査、青少年アンケートにより得られた多様な意見をふまえて、本市のまちづくりの可能性と課題を次のとおり整理します。

【まちづくりの主要課題の整理】

現況の把握 (社会情勢・地域状況・事業進捗・市民意識等)	第5次朝霞市総合計画(基本構想)	都市計画区域マスタープラン	これから10年のまちづくりの視点	
	<p>1 将来像 私が暮らしたいまち 朝霞</p> <p>2 将来像の基本概念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全・安心なまち 2) 子育てがしやすいまち 3) つながりのある元気なまち 4) 自然・環境に恵まれたまち 	<p>1 埼玉県の将来像 みどり輝く 生きがいの創造都市 ～ 暮らし続けるふるさと埼玉 ～</p> <p>2 朝霞都市計画区域の都市計画の目標 都市開発ポテンシャルを活かして県の顔となるおしゃれでにぎわいのあるまちへと都市機能の集積を進める</p>		
	都市特性をふまえた まちづくりの可能性と課題			
	<p>1 可能性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人口 平均年齢が県内第4位と比較的若く、今後10年間は人口の微増が続く推計。医療・福祉施設と連携した「医療と福祉のまちづくり」を進めることで、本格的な高齢社会に備えることができる。 2) 交通 鉄道や国道が広域交通軸となりバスなどが市内の交通ネットワークを形成。駅や市役所周辺などの拠点を公共交通でつなぐ「コンパクトでネットワーク化したまちづくり」を進めることで、利便性の高い都市環境を維持・向上できる。 3) 住みよさ 都心に近い住宅都市でありながら、黒目川などで自然を身近に感じられる。「子どもとその家族が住み続けたいと感じるまちづくり」を進めて市内外に発信することで、都市の魅力を高めていける。 <p>2 課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全・安心 <ol style="list-style-type: none"> ①道幅が狭く自動車の交通が多いため、大人も子どもも安心して歩けない。歩行者優先の「歩いて暮らせるまちづくり」が必要。 ②集中豪雨が増加傾向にあり、内水による浸水被害(都市型水害)の対策が喫緊の課題。住宅が密集する地区などでの防火対策や道路・公園の整備が急務。大規模災害に備えて被害を軽減する「災害に強いまちづくり」が必要。 2) にぎわい 家族で買い物を楽しめる場所が少なく市外に流出し、駅周辺などでは商店が減少。地域の活力(元気)を支える「おしゃれでにぎわいのあるまちづくり」が必要。 3) 高齢化 駅から離れた地域ほど高齢化率が高く、10年後には急速に高齢化が進行する推計。バリアフリー化や移動支援の取組を充実して、高齢者や障害のある人など誰もが「外出しやすいまちづくり」が必要。 4) 財政 高齢化などによる社会保障費の増、老朽化した公共施設の維持管理費の増などにより、新規の都市基盤整備が困難。暮らしの安全を守りながら、まちの魅力を高めていくためには、市民や事業者、大学などとの「協働による持続可能なまちづくり」が必要。 			

4. 計画の見直しにおけるこれから 10 年の まちづくりの視点（まちづくりキーワード）

本市のまちづくりの可能性と課題をふまえ、朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会、庁内検討委員会及び地域別懇談会における今後のまちづくりの課題に関する議論や、平成 25 年（2013 年）に実施した市民意識調査、青少年アンケートにより得られた多様な意見をふまえ、今後 10 年で取り組むべき「まちづくりキーワード」26 項目を抽出し、これからのまちづくりの視点を整理します。

（1）土地利用

①住宅地と商工業地の適正な立地

- ・ 膝折町や泉水、栄町に指定されている工業系用途地域内では、工場などの移転跡地にマンションの立地が進み、住工混在の状況が見られることから、計画的な土地利用の誘導が求められます。
- ・ 県道新座和光線の沿道に指定されている商業系用途地域内では、旧来からの個店の閉店などに伴い、空き店舗の増加や住宅との混在が見られるため、計画的な土地利用の誘導が求められます。

②駅周辺などの商業地の活性化

- ・ 近年、商店街では経営者の高齢化や後継者不足などによる店舗数の減少が見られます。このため、朝霞駅や北朝霞駅・朝霞台駅周辺などにおいて、商店街の活性化を図るとともに、子育て・福祉・文化などの機能の集約を進めることで、魅力ある市民生活の中心となるような空間づくりが求められます。
- ・ 県道新座和光線の沿道などの既存商業地においても、地域住民が安心して日常の買い物ができる空間づくりや機能の充実が求められます。

③地域の拠点となる医療・福祉ゾーン形成

- ・ 進展する少子高齢社会において、安心して健康な生活が営めるように、医療・福祉の充実が必要です。本市には黒目川沿いに健康増進センター（わくわくどーむ）や総合福祉センター（はあとぴあ）などの施設が立地しており、拠点的な医療施設の立地などにも対応した、医療・福祉ゾーンの形成が求められます。

④大規模跡地の活用

- ・ 基地跡地については、平成 27 年（2015 年）に見直しが行われた「朝霞市基地跡地利用計画」に基づき、市民参加のもと具体的な議論が求められます。
- ・ 朝霞第四小学校跡地や大規模な工場跡地などについては、市全体もしくは地域の活性化に寄与する機能の導入が求められます。

⑤国道沿道など市街化調整区域の土地利用ルールづくり

- ・ 市街化調整区域を通る国道 254 号バイパスの整備に伴う、広域交通利便性を生かした沿道の土地利用の需要が高まるものと予想されます。市街化調整区域であることをふまえ、無秩序な立地を抑制し、自然環境に配慮しながら、地域の活性化に資する土地利用ができるルールづくりが求められます。

(2) 道路交通

①サイクリングロードや自転車通行帯など自転車の交通環境の整備

- ・ 自転車は低炭素社会にも寄与し、誰でも自由に移動できる便利な交通手段です。道路交通法も改正され、自転車の通行ルールもより明確になっています。しかし、本市では自転車の交通環境は県道と光志木線や市道8号線（公園通り）など部分的にしか整備されていないため、サイクリングロードや自転車通行帯など、安全・快適に自転車利用ができるネットワークの整備が求められます。

②交通安全施設や交通規制などによる歩行者優先の生活道路の実現

- ・ 細い路地や曲がりくねった道路が多く、また幹線道路からの通過交通の流入も見られる朝志ヶ丘や根岸台などの住宅地内では、身近な生活道路の交通安全施設の充実や、自動車の交通量や速度抑制のための交通規制の導入が求められます。

③通学路の交通安全の確保

- ・ 誰もが安心して安全に移動できる道路交通環境の整備が必要です。特に、通学路のほか、駅や公共施設など多くの人が集まる施設へのアクセス道路については、歩道の確保や危険な交差点の改良などの安全対策が求められます。

④コミュニティバスなど公共交通ネットワークの充実

- ・ 市民の身近な交通手段として、民間路線バスのほか、コミュニティバスを運行し、利用実態に応じてそのルートの見直しなどを進めてきました。しかし、まだ公共交通空白地区なども残るため、さらなる利便性の向上に向けての公共交通ネットワークの充実が求められます。

(3) 緑・景観・環境共生

①多世代交流の場となる公園の整備及び農地の活用

- ・ 朝霞の森などの広場や公園、緑地は、市民の日常的な憩いや余暇活動、健康づくりの場として重要であるため、計画的な整備・保全を進めることが求められます。
- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足などから、市街化調整区域においても耕作されなくなった農地が増えています。農地は生産だけではなく、景観や防災など多様な機能を有しているため、これらの遊休農地を身近な農作業体験や多世代交流の場として活用するなどの検討も求められます。

②街路樹の管理推進や民有地の緑地保全の促進など良好な景観形成

- ・ 身近な学校や公民館などの公共公益施設においては、敷地内の緑化や周辺道路の街路樹の整備などによる一体的な景観の形成が求められます。
- ・ 市民と行政の協働により、街路樹などの公共施設の緑の良好な維持管理、民有地の緑化の促進も求められます。
- ・ 既存の緑地や公園を、荒川や黒目川の遊歩道、道路の街路樹などによりつないだ水と緑のネットワークの形成が求められます。

③自然とのふれあい・生物多様性に配慮した河川環境・斜面林の保全

- ・ 市内には、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区又は保護樹木や、首都圏近郊緑地保全法に基づく荒川近郊緑地保全区域や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区

に指定された緑地があります。今後も都市環境の保全や景観、防災機能の維持・強化などとともに、自然とのふれあいや生物多様性に配慮した河川環境、斜面林・湧水地などの自然資源の保全が求められます。

④太陽光発電などのクリーンエネルギー活用

- ・低炭素化社会に向けて、環境に優しいまちを目指して、新しい住宅地の開発や公共施設などについては、太陽光発電などクリーンエネルギーの積極的な活用などが求められます。

(4) 市街地整備

①民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成

- ・朝霞駅や北朝霞駅・朝霞台駅周辺、県道新座和光線沿道などに商業業務施設の誘導を進めるとともに、さらなる魅力と活力のある商業空間を形成するために、地区計画などを活用し、民間と連携したにぎわいの創出や市街地の形成が求められます。
- ・平成 32 年（2020 年）に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック・パラリンピック大会」という。）の会場と最寄駅とを結ぶ経路の整備やユニバーサルデザインの考え方に基づく対応などに加え、沿道のさらなる魅力と活力の向上やにぎわいの創出が求められます。

②密集住宅地の住環境の改善及び防災性の向上

- ・既成市街地については、道路や公園などの基盤が未整備な地域があり、宅地の多くが狭あい道路に接するほか、道路に接していない住宅があることから、これらの解消など住環境の改善とともに、市街地の不燃化など防災性の向上が求められます。

③上・下水道未整備地域の整備推進

- ・生活環境の改善と、黒目川など公共用水域の環境保全のため、現在進めている岡地区や根岸台地区などの旧暫定逆線引き地区の整備を引き続き推進することが求められています。
- ・将来にわたって安定した給水を確保するため、水道利用者自らが設置した私設水道管の公設（市所有）水道管への更新整備の推進が求められます。

④地区計画や建築協定など地域提案型のまちづくりの促進

- ・生産緑地地区が多く指定されている旧暫定逆線引き地区や都市基盤が未整備な地区、土地区画整理事業などにより形成された良好な住環境を維持・保全すべき地区など、それぞれの地区の状況に応じたまちづくりを進めるため、地域住民が主体となったまちづくりが求められます。

⑤老朽対策などのマンションの管理の適正化

- ・市内には駅周辺を中心に多くの中高層の集合住宅が立地しています。これらの中にはすでに建設されてから長期間経過しているものもあり、建物の老朽化や新築賃貸住宅の供給過剰などともなう空室化の進行も予想されます。それらの建物に対して耐震改修促進法に基づく耐震診断・耐震改修などに対する補助金を交付し、耐震化を促進していますが、さらに耐震化の状況によって当該建物のみでなく、周辺への影響も予想されるため、定期的な大規模改修工事の実施など適正な管理などが求められます。

(5) 安全・安心

①公共施設の老朽化対策・統廃合

- ・すでに半数以上の管路が敷設してから30年以上経過している下水道をはじめ、庁舎や学校、公民館、道路、橋梁、公園、上水道などの公共施設を安全かつ有効に活用するために、適切で効率的な維持管理・更新による長寿命化や、統廃合などによる適切な運用が求められます。

②集中豪雨などの浸水対策の推進

- ・本市には、荒川、新河岸川、黒目川、越戸川の4河川が流れており、河川改修事業・朝霞調節池事業など総合治水対策が行われてきました。しかし、昨今の度重なる集中豪雨時には、市街地においても排水路の許容量を超える雨量による浸水被害が生じており、透水性の高い舗装材を効果的に使用するなど、引き続き適切な対策が求められます。

③避難経路の安全確保とバリアフリー化

- ・震災や水害、火災などの発生時においては、誰もが安全かつ速やかに、避難できることが必要であるため、狭い道路の拡幅や不燃化の促進、段差の解消などに努めることが求められます。

④避難場所・避難体制の確保

- ・朝霞市地域防災計画に基づき、避難場所として指定されている市内の学校や公民館などを適切に管理するとともに、建物の高層化などによる都市化の進展や災害危険性の変化などに応じて、避難体制の確保が求められます。

⑤防犯対策など安心して外出できるまち（セーフコミュニティ）の構築

- ・犯罪のない安心して暮らせるまちづくりを行うためには、市民や関係機関との協働で防犯体制の充実を進めるとともに、道路をはじめ主要な公共施設などにおける夜間の安全性の向上や、公園など安全な公共空間への配慮が求められます。

⑥空き家等対策

- ・生活スタイルの変化や建物の老朽化などによる転居などに伴い空き家等（空き家、空き部屋）の増加が社会問題となっています。本市においても木造建築物が密集し、高齢化が進行している地域などについて、これらに適切に対処するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、管理不全な老朽化した空き家等については、適正な管理を指導するなど、市民の良好な生活環境の確保が求められます。

⑦子どもや高齢者、障害のある人の地域生活圏を考慮した施設の配置・移動手段の確保（歩いて暮らせるまちづくり）

- ・子どもや高齢者、障害のある人など誰もが日常生活の中での徒歩圏や朝霞駅や北朝霞駅・朝霞台駅周辺などの交通結節点で安心して買い物や生活サービスが受けられるように、地域商店街の充実などによる歩いて暮らせるまちづくりが求められます。

⑧市民イベント支援など多世代交流の促進

- ・住民の誰もが快適に暮らし、働き、遊び、学ぶことができるまちづくりには、行政だけでなく、様々な世代の市民や地域、企業などが協働し、朝霞市民まつり「彩夏祭」や地域に根ざしたイベントなどを契機として、多世代交流の促進やまちづくりを進めていくことが求められます。

【これから10年のまちづくりの視点（まちづくりキーワード）】

		第5次総合計画 将来像の基本概念(コンセプト)			
		安全・安心なまち	子育てがしやすいまち	つながりのある元気なまち	自然・環境に恵まれたまち
都市計画マスタープラン 分野別方針	土地利用	(1)住宅地と商工業地の適正な立地			
			(2)駅周辺などの商業地の活性化		
			(3)地域の拠点となる医療・福祉ゾーン形成		
		(4)大規模跡地の活用			
		(5)国道沿道など市街化調整区域の土地利用ルールづくり			
	道路交通	(6)サイクリングロードや自転車通行帯など自転車の交通環境の整備			
		(7)交通安全施設や交通規制などによる歩行者優先の生活道路の実現			
		(8)通学路の交通安全の確保			
			(9)コミュニティバスなど公共交通ネットワークの充実		
	緑・景観・環境共生			(10)多世代交流の場となる公園の整備及び農地の活用	
		(11)街路樹の管理推進や民有地の緑地保全の促進など良好な景観形成			
		(12)自然とのふれあい・生物多様性に配慮した河川環境・斜面林の保全			
	市街地整備	(15)密集住宅地の住環境の改善及び防災性の向上		(14)民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成	
(16)上・下水道未整備地域の整備推進					
(17)地区計画や建築協定など地域提案型のまちづくりの促進					
(18)老朽対策などのマンションの管理の適正化					
安全・安心	(19)公共施設の老朽化対策・統廃合				
	(20)集中豪雨などの浸水対策の推進				
	(21)避難経路の安全確保とバリアフリー化				
	(22)避難場所・避難体制の確保				
	(23)防犯対策など安心して外出できるまち(セーフコミュニティ)の構築				
	(24)空き家等対策		(26)市民イベント支援など多世代交流の促進		
	(25)子どもや高齢者、障害のある人の地域生活圏を考慮した 施設の配置・移動手段の確保(歩いて暮らせるまちづくり)				